

平成 13 年 1 月 22 日

23区で初めて特別再雇用制度を創設

早期勸奨退職の拡大により人件費を抑制 向こう10年間の財政効果は27億円

豊島区はこのたび、新たに「特別再雇用職員制度」を導入することを決め、18日から希望する職員の募集をはじめた。こうした制度の導入は、23区で豊島区が初めてとなる。

この制度は、早期勸奨退職者の受け皿を整備することにより、退職者が長年培ってきた知識と経験を活用しつつ、人件費の抑制を図ろうというもの。これまで新規職員の採用抑制を続けてきた豊島区では、年々職員の高齢化が進んでおり、今回の制度には年齢構成の歪み是正して組織に活力を取り戻そうという狙いもある。

さらに、平成13年度から16年度までの4年間で財政健全化と行政改革を成し遂げようとする区では、昨年10月に策定した「財政健全化計画」及び「新生としま改革プラン」の中で、4年間で250人の職員定数削減と早期勸奨退職制度の拡大を計画しており、今回の募集はその具体化を図ったもの。

現在区では、定年退職者及び勸奨退職者（50歳以上）を対象に4年間の再雇用制度を実施している。これまでの制度では、50歳の職員が勸奨退職した場合、再雇用期間はその後4年間だったが、今回の制度を利用することにより、60歳までは「特別再雇用」職員として、さらにその後は従来からの「再雇用」職員として4年間働くことができるようになる。

今回の制度は、平成12年から16年までの5年間について時限的に実施する。対象となる職員は、平成13年度末現在、勤続20年以上で年齢50歳以上58歳未満の勸奨退職者。平成14年度からは、対象年齢をさらに45歳まで引き下げる。募集人数も今年は5名だが、来年度以降は15名まで拡大する予定。

人事課の推計によると50歳の行政系係長職（年収約930万円）が、13年度末に5人、14～17年度末に15人について、この制度を適用した場合、向こう10年間の財政効果は27億円程度になる見通し。

制度の詳細は、別紙のとおり

詳細：人事課人事係長

特別再雇用制度の創設について

項目	内容	説明
1 趣旨	早期勸奨退職の受け皿としての機能を担いながら、長年公務において培われた職員の能力を引き続き活用し、併せて職員個々のセカンドライフに向けた生活設計を可能とする。	新規採用職員の抑制による職員構成の歪みを是正し、かつ人件費の抑制を図りつつ退職後の生活を保障する。
2 職・名称	豊島区嘱託員（特別再雇用）	
3 従事する職の内容	本格的職務（行政系及び技能系の職）	正規職員に準じた責任と役割を担う。
4 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・13年度 勤続20年以上・年齢50歳以上58歳未満の勸奨退職者 ・14年度以降 勤続20年以上・年齢45歳以上55歳未満の勸奨退職者 	
5 雇用期間及び更新の可否	4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし、満60歳の属する年度末まで更新を妨げない。 ※引き続き再雇用嘱託員としての雇用も可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員は1年を超えて雇用期間を設定することはできない。 ・更新については、勤務成績を考慮する。
6 募集年度	平成12～16年度（5年間）	臨時特例的に実施する。
7 勤務形態	1日7時間・月16日（112時間）	勤務形態は、職の繁閑等に応じて弾力的に設定できるものとする。
8 報酬	時間単価 2,100円 月16日→月額235,200円 年収282万2千円 交通費 再雇用に準ずる。	再雇用単価（一般1,600円）の30%増しとし、誘引効果を持たせる。
9 休暇等	再雇用嘱託員の例に準ずる。	
10 自己申告・勤務評価	再雇用嘱託員と同様とする。	
11 実施時期	平成13年4月1日	